

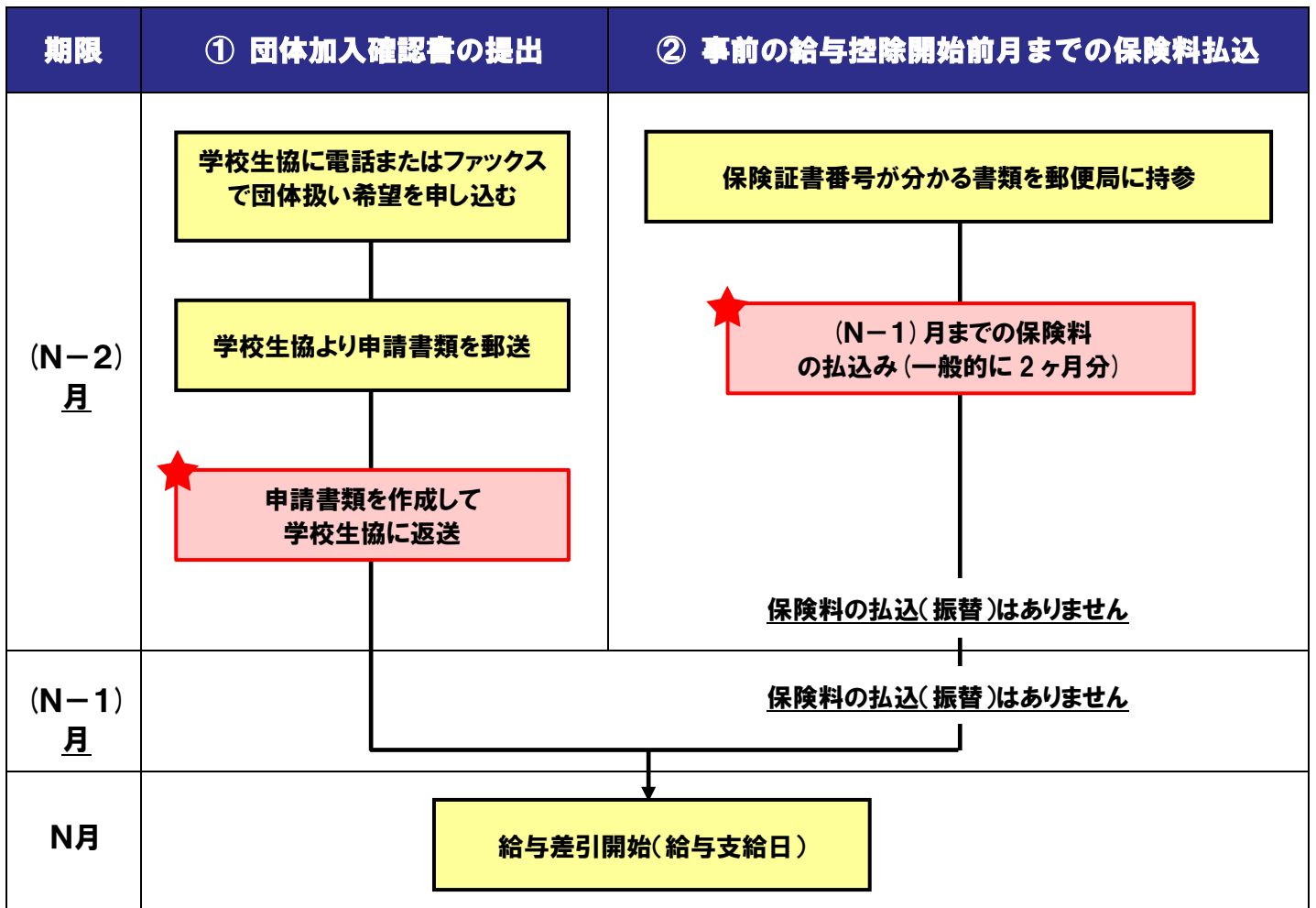
# 宮崎県教職員（学校生協組合員）のみなさまへ ～かんぽ生命保険の団体取扱い制度の手続きガイド～

## 【取扱い開始の手続き】

①団体払込加入確認書の提出と、②事前に給与差引開始前月までの保険料を前倒して郵便局に払込む必要があります。

現在の保険料の払込方法により保険料の払込期限が異なりますので、以下の流れを確認して手続きをしてください。

### ○ 保険料を月払いしている場合（N月から給与差引を開始するケース）



★ ①には提出期限、②には手続可能期間があります。加入月、現在の払込方法により上記スケジュールが異なりますので、必ず<手続スケジュール早見表>で確認してください。

### ○ 保険料を前納している場合

既に払込された翌月（次回の払込予定月）から給与差引を開始することができます。給与差引開始月の6か月前から前々月15日までに、団体払込加入確認書を学校生協に提出してください。

### 【ご注意】保険契約の解約について

給与控除中に保険契約を解約されると、給与控除の停止が間に合わないことがあります。余分に給与控除された保険料は、後日郵便局より口座に返金されるか郵便局にて返金の手続きを行う必要があります。

**<手続き早見表>**

2022年3月～2022年5月

控除開始 月	書類提出 学校生協への提出 期限	事前の給与控除開始前月までの保険料払込		
		事前の払込保険料 ※右記の各期日内に郵便局窓口にて 2ヶ月分を現金で払込みください。	現在の払込方法※1	
			ゆうちょ銀行振替 または窓口・集金の方	ゆうちょ以外金融機関 (宮崎銀行等)の方
3月	1月14日	2022年2月分まで(1、2月分)	1月4日～1月21日	1月5日～1月13日
4月	2月10日	2022年3月分まで(3、4月分)	2月1日～2月18日	2月4日～2月10日
5月	3月10日	2022年4月分まで(11、12月分)	3月2日～3月18日	3月7日～3月11日

※1 記載してある期間のうち、郵便局の非営業日は除きます。

(ご加入例)2022年3月より団体取扱いを希望される場合

1月14日までに団体払込加入確認書を提出いただき、2ヶ月分(1月・2月)の保険料を、郵便局窓口で上記記載の払込期日までにお支払いください。※現在の払込方法によって払込期日が異なります。

**【問い合わせ先】****<申込手続き方法について>**

宮崎県学校生活協同組合

TEL: 0120-29-6011 FAX: 0120-53-9052

**<かんぼ生命の団体取扱い全般(申込手続き方法含む)について>**

株式会社かんぼ生命保険お客さま相談窓口

外線: 03-6402-6536

※土日休日および12/31～1/3はご利用いただけません。

E-Mail: kampo.dantai.info1.ii@jp-life.jp

※E-MAILの場合、件名に「宮崎県教職員団体取扱い照会」とご記入ください。

**<かんぼ生命の商品内容一般>**

株式会社かんぼ生命保険 かんぼコールセンター

フリーダイヤル: 0120-552-950

※受付時間 平日 9:00～21:00

土日休日 9:00～17:00 (1/1～1/3を除く)

※保険商品に関する一般的なお問い合わせは、(団体取扱いに関する固有の問い合わせを除く)コールセンターと最寄りの郵便局で受けられます。